

●「期日前投票」・「不在者投票」について

市選挙管理委員会の選挙人名簿に登録されているかたで、投票日当日に、仕事や旅行、冠婚葬祭などの予定のある場合は、「期日前投票制度」または「不在者投票制度」を利用することができます。



期間… **6月25日(金)**
～**7月10日(土)**

時間… **午前8時30分**から
～**午後8時まで**

●期日前投票 ◎「期日前投票所」(市役所別館6階会議室)へは、福祉バスもご利用ください。(日曜日は運休)

◎期日前投票のできるかた

投票日当日、仕事・旅行などの予定のあるかたや、歩行が困難などの理由で投票所に行けないと見込まれるかた。

☆期日前投票の手続きは…

①投票所入場案内券を持って期日前投票所(市役所別館(本館西側)6階の会議室)へ
※印鑑は不要です。

②受付で「宣誓書」の用紙を受け取り、お名前・生年月日をご記入の後、投票日当日投票に行けない理由に○をつける

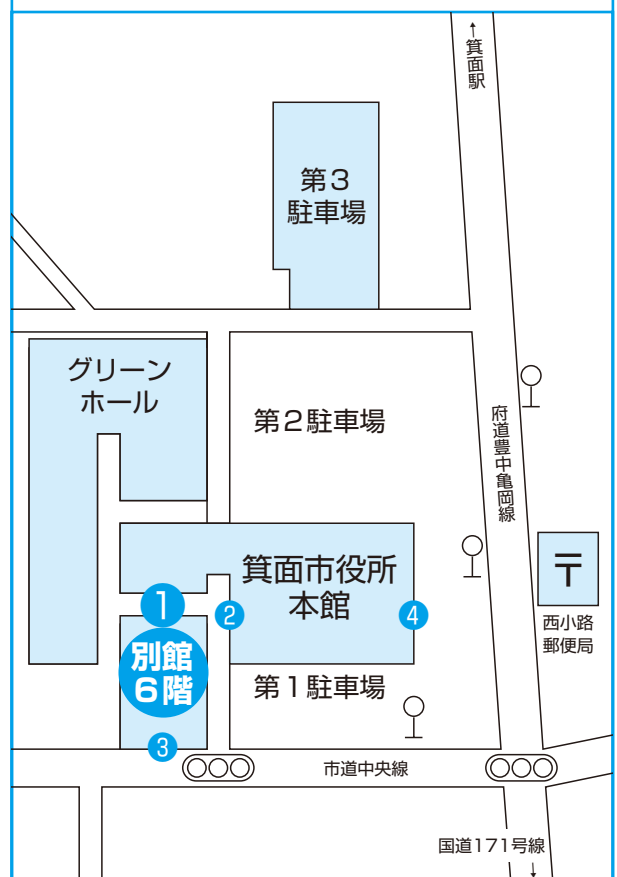
③投票用紙の受理～投票～退場
(②頁「投票所での投票方法」の③～⑦と同じ)

【注意】

投票日当日に選挙権があるかたでも期日前投票期間中にはまだ選挙権がないかた(たとえば期日前投票期間中はまだ19歳のかたなど)は市選挙管理委員会(市役所別館5階)にお越しください。

＝期日前投票所への出入口＝

◎平日の午後6時以降や土・日曜日は閉庁となるため、別館北側の入口①からお入りください。



期日前投票期間中の出入口

- ①午前8時20分～午後8時10分(土日含む)
- ②職員通用門(お問い合わせなどは守衛室へ)
- ③④午前8時30分～午後6時(平日のみ)